

生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じた取扱いによって実施される外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	岡山県
3. 市区町村名	玉野市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	26-1： 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じた取扱いによって実施される外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	23	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	42	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		玉野市行政手続における個人番号の利用に関する条例別表第1 第1の項 生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じた取扱いによって実施される外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	生活保護法（昭和25年法律第144号）第1条	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号） 1
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき，国が生活に困窮するすべての国民に対し，その困窮の程度に応じ，必要な保護を行い，その（最低限度の生活を保障する）とともに，その（自立を助長する）ことを目的とする。	1 生活保護法（以下単に「法」という。）第一条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては（一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて）左の手続により（必要と認める保護を行う）こと。
⑦独自利用事務の関連規範		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項1号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和29年5月8日社発第382号)
事務の内容	生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務	生活保護法に準じた取扱いによって実施される外国人の保護（以下「外国人生活保護」という。）における生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項1号イ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項1号ヌ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項1号リ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項1号カ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項1号3	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項1号4	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項1号7	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

利用特定個人情報8

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項1号7	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報

利用特定個人情報9		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項1号㏾	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

利用特定個人情報10		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項1号㏿	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項2号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
事務の内容	生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	外国人生活保護における生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項2号㏿	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項2号㏿	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項2号㍑	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項2号㍓	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項2号㍽	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項2号㍿	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項2号㍶	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

利用特定個人情報8

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項2号㍷	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報

利用特定個人情報9

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項2号㍸	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

利用特定個人情報10

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項2号㍿	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
--	---------	-----------

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項3号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
事務の内容	生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に關する事務	外国人生活保護における生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に關する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項3号イ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項3号ヌ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項3号リ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項3号ロ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項3号3	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項3号4	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項3号5	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

利用特定個人情報8

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項3号7	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報

利用特定個人情報9

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項3号8	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
-------	----------------------	---------------------------

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

利用特定個人情報10

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項3号㌿	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項4号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
事務の内容	生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務	外国人生活保護における生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項4号イ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項4号㍲	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項4号7	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項4号リ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項4号ロ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項4号レ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項4号ヲ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
-------	----------------------	---------------------------

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

利用特定個人情報8

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項4号ツ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報

利用特定個人情報9

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項4号ネ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

利用特定個人情報10

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項4号ヲ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項6号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

事務の内容	生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務	外国人生活保護における生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務
-------	---	---

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項6号イ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項6号ㄱ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項6号ㄴ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項6号ㄷ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項6号㉓	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項6号㉔	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項6号㉕	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

利用特定個人情報8

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項6号㉖	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報

利用特定個人情報9

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項6号㉗	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める利用特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報
-----------------	---	---

利用特定個人情報¹⁰

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令44条 項6号㌾	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2025年03月18日
独自利用事務の対象者	生活に困窮する外国人
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2016年01月01日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	29
保護評価書の名称	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E7%8E%89%E9%87%8E%E5%B8%82&ev_name=%E7%94%9F%E6%B4%BB%E4%BF%9D%E8%AD%B7&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=12&opn_date_from_day=18&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=7&opn_date_to_month=3&opn_date_to_day=18&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	